

あびら 議会だより

祝 令和5年安平町二十歳の集い



久しぶり！（20歳の集い）

第67号

2023年2月

●12月定例会

令和3年度各会計決算を認定し、安平町
職員の定年年齢を引き上げる条例を可決！

●委員会報告

町内の水道施設と新しい学校を調査！

●12月定例会 一般質問〔12件〕

8名の議員が町政を問う！

令和3年度各会計決算を認定！ 安平町職員の定年年齢を 引き上げる条例を可決！

令和4年

第12回

定例会

12月19日～21日

会期を1日延長し12月19日から21日までの3日間にわたり開催した第12回定例会では、定期監査を含む3件の報告を受けた後、令和3年度一般会計歳入歳出決算など全6会計の決算を認定し、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、協定の締結、指定管理者の指定、積立金の処分についての各議案と一般会計を含む6会計の補正予算、2件の意見書（案）について審議しました。

審議した案件

報告

◎定期監査結果報告

11月22日（火曜日）に実施された定期監査（工事監査）は、早来小中学校建設工事に係る関係書類監査及び現地監査を実施。

建築主体工事に係る設計変更の根拠となる書類の確認ができなかったが、それ以外については総体として適正に執行され、管理、整理されていると認めるとの報告があり、議長がその写しの配布をもって議会へ報告したものを。

事務事業点検・評価報告

◎令和3年度安平町教育委員会事務事業点検評価報告について

法に基づき教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、令和3年度教育行政執行方針に掲げられた主な施策等を対象に点検及び評価を行った報告があり、議長が報告書の配布をもって議会に報告したものを。

（2）主要施策等の点検・評価結果

【評価の内容】

- ① A評価 的確（施策の必要性が高く、このまま継続していくことが必要）
- ② B評価 良好（施策の必要性があり、概ねこのまま継続していくことが必要）
- ③ C評価 要検討（施策の必要性はあるが、継続していくために内容の検討が必要）
- ④ D評価 要改善（施策の必要性が低く、将来的には廃止等を検討すべき）

【結果】

- 施策1 就学前教育・保育、子育て支援の充実
2項目中 A評価2項目
- 施策2 学校教育の充実
8項目中 A評価8項目
- 施策3 社会教育の充実
7項目中 A評価4項目
B評価3項目

決算の認定

9月定例会で決算審査特別委員会を設置し、審査を付託した令和3年度各会計歳入歳出決算の認定について、工藤隆男委員長から「6会計全て認定すべきものと決定した」との報告があり、委員長報告のとおり全会計の決算を認定しました。

【委員長報告】

○審査の経過
令和3年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため10月27日と28日にわたり議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を開催し、各会計の説明を受け審査を行いました。

○審査結果

監査委員の審査意見書の内容等も参考にしながら慎重に審査を行った結果、6会計全て認定すべきものと決定しました。

令和3年度各会計歳入歳出決算額

(単位 千円)

会計区分		歳入	歳出	差引残額
一般会計		9,530,434	9,393,412	137,022
特別会計	国民健康保険事業	932,661	931,300	1,361
	後期高齢者医療事業	139,847	138,718	1,129
	介護保険事業	1,044,620	881,549	163,071
	公共下水道事業	708,115	701,471	6,644
合計		12,355,677	12,046,450	309,227

会計別	区分	決算額
公営企業会計	収益的収入	293,517
	収益的支出	327,900
	収益的収支差引額	▲ 34,383
	資本的収入	94,718
	資本的支出	160,791
	資本的収支差引額	▲ 66,073

【監査委員の総括意見】

審査に付された令和3年度の各会計決算書及び事項別明細書、決算審査資料、担当職員への聞き取り調査等により審査を行った結果、総体的にはその内容及び予算執行について適切であると認められる。

新型コロナウイルス感染症により地域経済及び各事業に多大な影響を及ぼしている中において、歳入では町税が約2億1千6百万円増加し収入未済額は約4千4百万円減少しており、町民の納税に対する理解と徴収担当課の努力の跡が見受けられる。しかしながら町税の収入未済額が約1億7千万円となっているため税負担の公平性の観点から、引き続き収入未済額の減少を図ることが不可欠となっており、町民の納税に対する理解を深める取り組みを行い収納率の向上へ一層の努力を期待する。また、寄付金収入のふるさと納税による財源は、収入の大きな要素となっており、内容を充実させることにより継続

的・安定的な収入に結び付け、更には特産品の販売にも繋がっていることから安平町の経済振興と町のPRに繋がるものであり、引き続き寄付金収入の確保に努められたい。

歳出においては、予算付けがなされた事業であつても、常に事業の点検と見直しを実施し、費用対効果に基づいた事務事業の遂行に心がけられたい。なお、そうした努力によって生じた不用額等については、町予算執行方針に基づき適切な処理を実施するよう対応願いたい。

また、当町においてもデジタル化による業務の省力化、インターネットによる各種申請等町民サービスの向上などを進めようとしているが、そうした半面で高齢化が進んでいる当町の現状において、来庁者が窓口で戸惑わないやさしいワンストップ窓口対応の実現に向けて常に改善を進めるよう努力願いたい。

条例の制定

1件の条例の制定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員の定年を引上げる地方公務員法の一部改正に伴い職員の定年年齢を引き上げる等関係条例の整備を行うため制定するもの。

◎改正又は廃止する関係条例

○全部改正

・安平町職員の定年等に関する条例

○一部改正

・安平町職員の給与に関する条例

・安平町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

・安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

・安平町職員の育児休業等に関する条例

・安平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

・公益的法人等への安平町職員の派遣等に関する条例

・安平町職員の降給に関する条例

・安平町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

○廃止

・安平町職員の再任用に関する条例

解説

今回の条例制定の内容のうち、定年による退職年齢と、管理監督職務上限年齢について解説します。

【定年による退職年齢】

国の法改正に伴い、令和5年4月1日から安平町の職員の定年を65歳とするもの。ただし、経過措置として令和13年3月31日までの間の定年年齢は、次のとおりになります。

※経過措置による定年年齢

令和5～6年度	61歳
令和7～8年度	62歳
令和9～10年度	63歳
令和11～12年度	64歳

【管理監督職務上限年齢】

組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持することを目的とした国の法改正による管理監督職務上限年齢導入制（いわゆる「役職定年制」）の導入により、安平町では令和5年4月1日から管理監督職（管理職手当の支給を受けている課長・

・ 課長補佐等の管理職）の管理監督職務上限年齢を原則60歳までとし、人事の計画その他の事情を考慮したうえで、できる限り上位の職制上の段階に属する職（現在の安平町では主幹職相当）に降任等を行うもの。

ただし、特例として任命権者が認め次の①～③に該当する事由がある場合は、定年による退職年齢に達するまでの間、最長3年間に限り管理監督職を延長することができま。なお、延長する場合はあらかじめ職員の同意を得ることとし、延長事由が消滅したときは期間の途中でも降任をさせることとなります。

①当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

②当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

③当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。



協定の締結

▼定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

平成27年3月24日に苫小牧市との間で締結したこの協定に、消防体制の強化を目的とした内容を追加するもので、原案のとおり可決しました。

・追加する取組の内容

圏域内の消防指令業務の共同運用を行い、消防体制の強化を図る。

・苫小牧市の役割

安平町を構成団体とする胆振東部消防組合から消防指令業務を受託し、圏域内の消防指令業務の共同運用に向けて中心的な役割を果たす。

・安平町の役割

安平町を構成団体とする胆振東部消防組合を紹介して、圏域内の消防指令業務の共同運用の円滑な実施に必要な協力を行う。

指定管理者の指定

▼安平町ときわキャンプ場の指定管理者の指定について

新たに安平町ときわキャンプ場の指定管理者を指定するものとして審議を行い、原案のとおり可決しました。

・施設の名称
安平町早来北進

98番地45ほか

・指定管理者
安平町ときわキャンプ場

あびらアウトドア

・代表者
フィールド共同事業体

代表者

合同会社SOTOKU

代表 佐藤 聡

・構成員

瀧本産業株式会社

代表取締役 瀧本 哲也

・指定の期間

令和5年4月1日から

令和10年3月31日まで



契約の締結

▼安平小学校解体工事請負契約の締結について

早来小学校解体工事を施工するため請負契約を締結するもので、原案のとおり可決しました。

・契約の目的

早来小学校解体工事

・契約の方法

一般競争入札

・契約の金額

2億515万円

・契約の相手方

藤建設・島崎経常建設

共同企業体

・代表者

札幌市白石区

栄通15丁目8番6号

藤建設工業株式会社

代表取締役 工藤 喜作

・構成員

苫小牧市沼ノ端

中央1丁目1番24号

島崎建設株式会社

代表取締役 島崎 鶴松

積立金の処分

▼令和4年度安平町水道事業会計減債積立金の処分について

水道事業会計減債積立金の一部を取り崩し、目的外となる未処分利益剰余金として使用するため議会の議決を求めたもので、原案のとおり可決されました。

・処分の目的

減債積立金は企業債の償還に充てることを目的とする積立金ですが、令和4年度の水道事業会計の収益的収支である3条

予算において予算不足が見込まれるため、減債積立金を未処分利益剰余金に変更し安定した水道事業会計の運営を図るもの。

・地生産基盤パワーアップ事業実施に伴う補助金等の増額。歳出では電気・ガス・

食料品等価格高騰緊急支援

給付金事業費や産地生産基

盤パワーアップ事業実施に

伴う農業再生協議会交付金

等の計上によるもので、歳

入歳出それぞれ2億246

2万5千円を追加し、予算

の総額を107億3712

万3千円とするもの。

・歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

・社会保障・税番号制度シ

ステム構築事業

155万5千円増

・庁舎管理経費

130万4千円増

・防犯対策経費

162万4千円増

・地域公共交通対策事業

115万5千円増

・地域おこし協力隊活用事

業 220万4千円減

・産業づくり基金積立金

1066万6千円増

・戸籍住民基本台帳等事務

経費 118万8千円増

・町長・町議会議員選挙費

999万7千円減

○民生費

・国民健康保険事業特別会

計繰出金

243万3千円減

・ぬくもりセンター施設管

理経費

846万5千円増

・北海道後期高齢者医療広

域連合経費

1942万3千円減

・後期高齢者医療事業特別

会計繰出金

234万7千円減

・福祉灯油特別対策事業

444万5千円増

・デイサービスセンター改

修事業

721万3千円増

・介護保険事業特別会計繰

出金

162万2千円増

・子育て世帯生活支援特別

給付金事業

298万3千円増

・子育て世帯等臨時特別支

援事業

6800万1千円増

補正予算

▼一般会計補正予算

(第11号)

歳入では電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業補助金と産

歳入では電気・ガス・食

料品等価格高騰緊急支援給

付金に係る子育て世帯等臨

時特別支援事業補助金と産

220万4千円減

1066万6千円増

6800万1千円増

298万3千円増

6800万1千円増

○衛生費

・地域保健推進経費

246万8千円減

・水道事業会計繰出金

266万9千円増

○農林水産業費

・生産振興対策事業経費

1億1677万8千円増

・環境保全型農業直接支援
対策事業経費

450万8千円増

・瑞穂ダム管理経費

154万円増

○土木費

・道路施設等維持管理経費

582万1千円増

・町道整備事業

223万3千円減

・河川維持管理経費

147万8千円増

・都市計画事務経費

383万9千円増

・ときわ公園管理経費

132万2千円減

・住宅・建築物耐震改修等
事業

128万9千円減

○教育費

・学校施設管理経費

520万7千円増

・学校施設整備経費

1414万6千円減

・小学校管理経費

227万3千円増

・公民館施設管理経費

637万3千円増

・体育館施設管理経費

1293万2千円増

・給食センター管理運営経
費

381万9千円増

歳入の主なもの
(100万円以上)

○国有提供施設所在市町村
交付金

・国有提供施設所在市町村
交付金

181万7千円増

○使用料及び手数料

・鹿公園使用料

316万9千円増

・ときわキャンプ場使用料

393万5千円増

○国庫支出金

・公立学校施設整備費国庫
負担金

334万8千円増

・マイナンバーカード交付
事務費補助金

110万8千円増

・子育て世帯等臨時特別支
援事業費補助金

6800万円増

・集約都市形成支援事業費
補助金

140万円増

・学校施設環境改善交付金

6952万6千円増

○道支出金

・保険基盤安定負担金

409万円減

・多子世帯保育料軽減支援
事業補助金

133万1千円増

・高齢者世帯等生活支援事
業補助金

315万円増

・地域づくり総合交付金
(民生費)

118万円増

・環境保全型農業直接支援
対策事業補助金

338万円増

・産地生産基盤パワーアッ
プ事業補助金

1億1677万8千円増

・地域づくり総合交付金
(商工費)

180万円増

○財産収入

・立木売却収入

980万6千円増

○寄付金

・指定寄付金

880万円増

○繰入金

・財政調整基金繰入金

2636万7千円増

○町債

・地域保健債

310万円減

・教育施設債

9520万円減

◇国民健康保険事業特別会
計補正予算(第2号)

過年度分特別調整交付金
の返還及び保険基盤安定負
担金等の確定による増額が
主なもので、歳入歳出それ
ぞれ92万2千円を追加し、
予算の総額を9億790万
8千円とするもの。

◇後期高齢者医療事業特別
会計補正予算(第2号)

北海道後期高齢者医療広
域連合へ支払う保険基盤安
定年負担金の確定に伴う納
付金の減額により、歳入歳
出それぞれ234万7千円
を減額し、予算の総額を1
億4648万2千円とする
もの。

◇介護保険事業特別会計補
正予算(第6号)

・介護サービス事業や介護
予防・生活支援サービスの事
業費等の保険給付費の増額
が主なもので、歳入歳出そ
れぞれ785万円を追加し、
予算の総額を11億1286
万円とするもの。

・介護サービスの増加に伴う介
護予防計画作成費の歳入増
が主なもので、歳入歳出そ
れぞれ103万8千円を追
加し、予算の総額を105
8万3千円とするもの。

◇公共下水道事業特別会計
補正予算(第4号)

令和3年度決算の確定に
伴う消費税額確定による納
付額不足分の増額と各浄化
センターの機械機器類等の
管理経費に係る入札執行残
の整理による減額等が主な
もので、歳入歳出それぞれ
35万1千円を減額し、予算
の総額を8億2162万9
千円とするもの。